

奈良県告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和都市計画地区計画（郡山下ツ道ジャンクション地区）の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和二年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾